

議会受付番号	鎌議第 1253 号
質問者	上島 寛弘 議員
答弁する者	市長（健康福祉部 市民健康課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

期限切れワクチン接種の安全性と補償等

2 質問の要旨

- 9月定例会で発覚した期限切れワクチンを接種した問題について、各種ワクチンのメーカーとしての、期限切れワクチンを使用した場合の安全性への見解は如何か。
（其々期限切れがあったワクチンのメーカーについて見解）
- 健康被害が発生した場合、メーカーは補償する方針はあるか。もしくはこのように医師の不正と鎌倉市の隠ぺいがあるため、患者に何ら落ち度のないケースであるから、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度は適用されるのか。如何か。
- 医師については、この期限切れワクチンを接種したことについて医師法第7条2項に該当するのか。そのような条項に該当した医師のいる医院に今後も委託するのか。
- 鎌倉市も本来、報告や公開すべきことを隠ぺいし、万が一の被害が発生、発覚した場合の責任を負うと思うが如何か。発覚を故意に遅れさせたことは、対応の遅延を発生させ大問題である。市長に責任はないのか。
- 今回の鎌倉市医師会の対応について、日本医師会の医の倫理綱領6に抵触しないのか。日本医師会からの除名はあるか。日本医師会の見解は如何か。

3 答弁

- メーカーに確認したところ、ワクチンについては、有効期限内の使用を原則としているため、有効期限を過ぎたワクチンの安全性を示すデータはない。ただ、有効期限を過ぎた翌日からワクチンの効果が急激に低下するものではないと聞いています。
- メーカーとしては、有効期限の過ぎたものを医療機関に提供したのであれば、その責任を問われるものと考えているが、そうでなければメーカーとしてその責任を負うとは

考えていないとのことです。また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度では、医薬品等の不適正な使用による健康被害は救済の対象となりません。

- 3 医師法第7条第2項に該当するかの判断は、厚生労働大臣が下すものです。その判断に基づいて対応していきます。
- 4 今回の期限切れワクチンの接種について、被接種者に健康被害が生じた場合、実施機関として市長が責任を負います。有効期限切れワクチンの発覚を故意に遅らせた事実はありませんが、今後は発覚した場合は迅速に対応してまいります。
- 5 日本医師会としては、今回の一連の件については、医師法等に違反する行為として厚生労働大臣が裁定した場合には、郡市医師会、県医師会の判断をもとに除名等の処分を検討することになると考えて聞いています。